

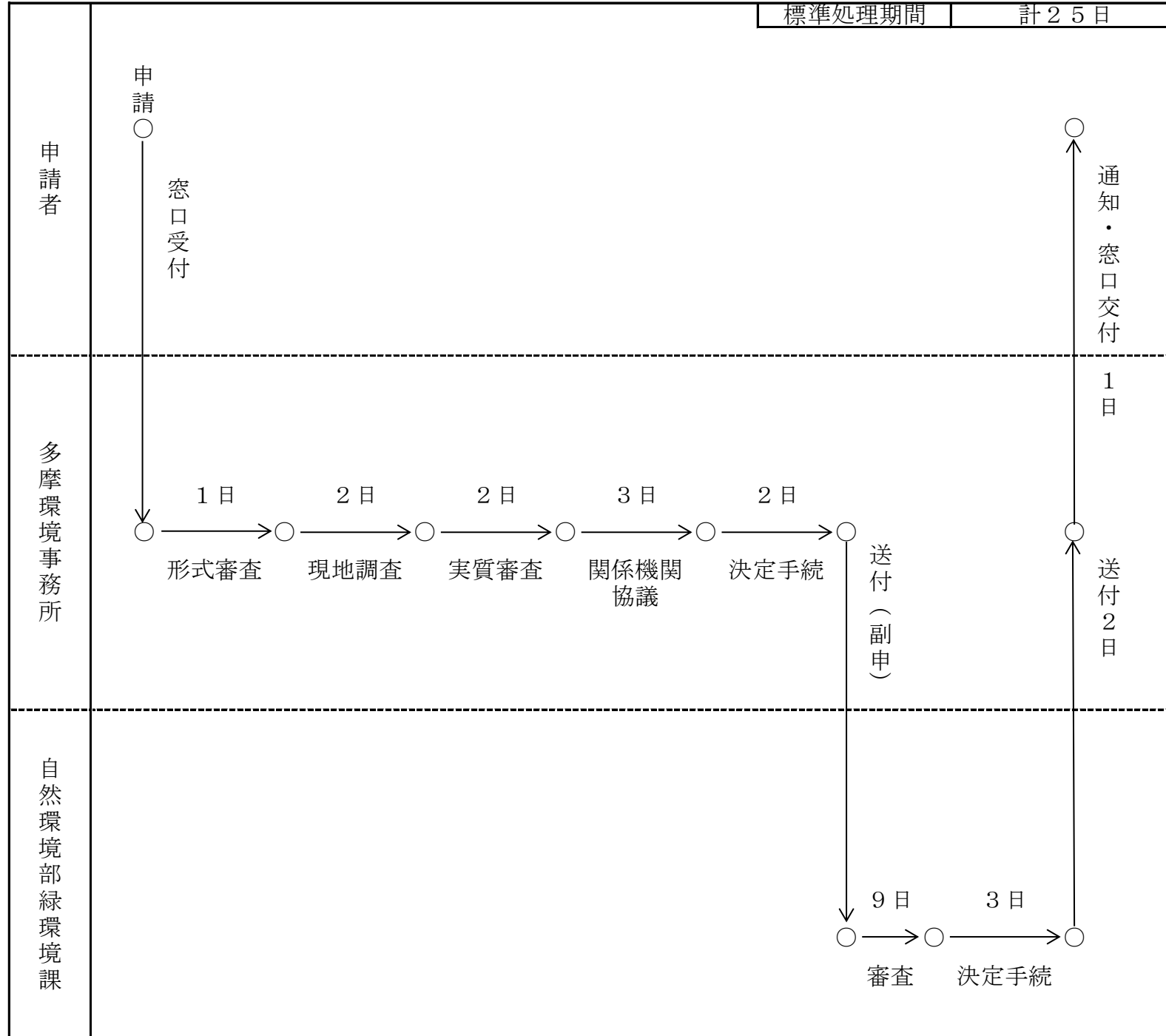
事務処理フロー図

作成部署 環境局自然環境部緑環境課自然公園担当 電話 42-685

事務名 都立自然公園特別地域内における制限行為許可

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



番号	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類が整っているかどうかを審査します。
2	現地調査	行為箇所について現地調査を行い、申請書に記載されている現況及び周辺状況について確認します。
3	実質審査	申請書の内容について審査基準を満たしているかどうかを審査します。
4	関係機関協議	行為箇所の当該市町村、森林事務所、建築指導事務所等と協議します。
5	決定手続	許可の諾否について、事務所長(各支庁長)が決定します。
6	送付	事務所長(各支庁長)が決定した申請書を処理機関である自然環境部緑環境課へ送付します。
7	審査	申請書及び添付書類について、法令等との照合や技術審査等、総合的に審査します。
8	決定手続	許可の諾否について、自然公園担当課長が決定します。
9	送付	自然公園担当課長が決定した許可書を事務所長(各支庁長)あて送付します。
10	通知	申請者に通知します。